

※申請要件等については第5次公募時点のもののため、今後変更になる可能性があります。

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」

令和6年能登半島地震により被害を受けた
小規模事業者等が行う事業再建の取組を支援します

【補助対象事業者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等

【事業目的】

事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業を支援

【補助上限】

200万円（直接被害）

⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合

100万円（間接被害）

⇒令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

【補助率】

2／3、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象）

【補助対象】

機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

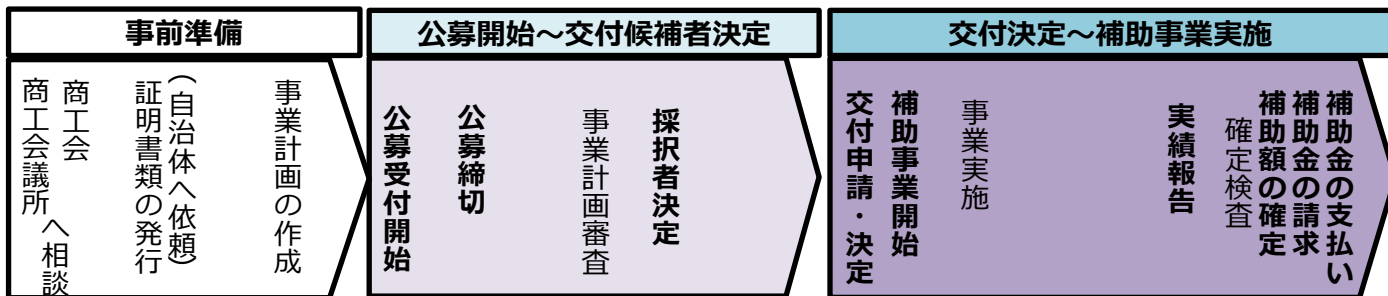
【今後の公募について】

10月4日の経済対策策定に係る総理指示を踏まえ、今後、小規模事業者等持続化補助金（災害支援枠）の6次公募を計画しています。6次公募においては、引き続き事前着手を可能とするとともに、「令和6年9月20日から的大雨」による被害に伴う追加申請を可とする予定です。詳細な情報については、補正予算成立以降にお知らせいたします。



※申請要件等については第5次公募時点のもののため、今後変更になる可能性があります。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。

事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

※事業完了日から2日以内に実績報告書を提出（消印有効）していただく必要があります。

【申請前に自治体に必ず発行してもらうもの】

● 直接被害で申請する場合

⇒事業所や事業資産等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災(被災)証明書」など）

● 間接被害で申請する場合

⇒令和6年1月から9月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少していることが分かる公的書類

（例：セーフティネット4号における「認定書」など）

【定額要件】

直接被害を受けた事業者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額補助となります。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
 2. 過去数年以内に発生した災害(※1)で被害を受けた以下いずれにも該当する事業者
 - ①当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者
 - ②当該災害に対して国等が実施した災害支援策を活用した事業者
 3. 次のいずれかに該当する事業者
 - ①過去数年以内に発生した災害の発災日（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあっては令和2年1月28日）以降、売上高が20%以上減少している事業者
 - ②厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等の確認を受けている事業者
 4. 過去数年以内に発生した災害による債務を抱えている事業者
 5. 施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者
- (※1)過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。

【補助対象となる期間の特例】

特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

※「直接被害」の場合、罹災（被災）証明書、「間接被害」の場合、売上げが減少したことが分かる「認定書」が必要となります。（いずれも自治体が発行するもの）

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

被災により失った**椅子**や**テーブル**、**厨房機器**などを新たに購入するとともに、**店舗改装**と合わせて新しいデザインの**看板を作成**。リニューアルオープンにより、集客向上をはかった。

活用事例②

店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。**新商品開発**のほか、**チラシ・フリーペーパー**での宣伝を行い、被災前の売上げまでに回復。



商工会議所地区の方はこちら

補助金事務局電話番号：
03-6635-2021



商工会地区の方はこちら

石川県連 076-268-7300
富山県連 076-441-2716
福井県連 0776-23-3659
新潟県連 025-283-1311